



輝しい一九七六年の新年を迎えて感謝の念に堪えません。本年も町民の皆さんおめでとうございま

す。
町報「岡垣」を通じて町民の皆さんに新年の御挨拶を申上げます
岡垣町は昨年十月一日の国勢調査の結果二一、四八二人となり、

ことは心からの喜びであります。
又産業に於いては、近郊都市の岡垣町は産業構造の変遷は著しく町民各位の創意工夫のもとに発展しつつあることは御同慶に堪えません。

昨年度の事業は町民各位の協力のもとに順調に進歩致しました。

吉木、内浦両校の講堂改築、各小学校の除湿（冷房）装置の完成、海老津小学校用地の取得、整地、東中学校の用地取得、戸切小学校運動場拡張工事、各所に於ける道路舗装、上水道第三次拡張工事、波津漁港の整備事業、射爆場近接地域の障害防除工事等々であります。

本年度の主な事業は上水道第三次拡張工事の完成、海老津小学校の建設と通学道路の整備、バイパス道路の促進、総合グランドの建設、各所に於ける道路の舗装、波津漁港の整備、射爆場近接地域の障害防除事業等であります。
日本経渋の不況は、総需要抑制

去る10月29日（水）福岡市の電気ホールで選挙をきれいにする国民運動福岡県大会が開催され、福岡県内より明るい選挙推進協議会委員や、まちの政治をみつめよう学級の学級生等約六百人の出席により盛大に挙行された。本年は、国民参政85周年・普通選50周年・婦人参政30周年にあたり、明るい選挙の功労者に対し表彰が行なわれ、市町村代表の意見発表ののちより一層の選挙净化を願い次のようないい大会宣言が発表された。

今年は、国民参政85周年、婦人参政三十周年にあたり、明るい選挙をきれいにする国民運動推進本部」を設け、選挙が明るくきれいに行なわれるよう全国的な国民運動を展開するにいたった。
一方制度面においても、本年七月きれいな選挙の実現をはかるため公職選挙法・政治資金規正法の改正が行われ、現状改善のための第一歩を踏み出した。

大会宣言

今年は、国民参政85周年、婦人参政三十



岡垣町長 辻 守 荘

所役者
行町任辻
發墳實長
岡垣町
場莊

新年の御挨拶

六十年の人口は優に三〇、〇〇〇人台となりました。十年後の昭和六十年の人口は優に三〇、〇〇〇人台を突破するものと推定されま

す。これに伴なう都市計画の推進は必然を要するものであります。即ち岡垣町の玄関である海老津駅前の広場の一大改造建設、上下水道の整備、教育施設の完備、道路網の整備建設等々大事業が山積しています。

又産業に於いては、近郊都市の岡垣町は産業構造の変遷は著しく町民各位の創意工夫のもとに発展しつつあることは御同慶に堪えません。

又産業に於いては、近郊都市の岡垣町は産業構造の変遷は著しく町民各位の創意工夫のもとに発展しつつあることは御同慶に堪えません。

町民の動向	
(十一月分)	
人口	二一、四七九人
男	一〇、二七二人
女	一一、一二〇七人
世帯数	五、七一五世帯
(前月比)	増五〇世帯

選挙をきれいにする

国民運動福岡県大会

周年にあたり議会制民主政治の発展にとって、極めて意義深い年である。

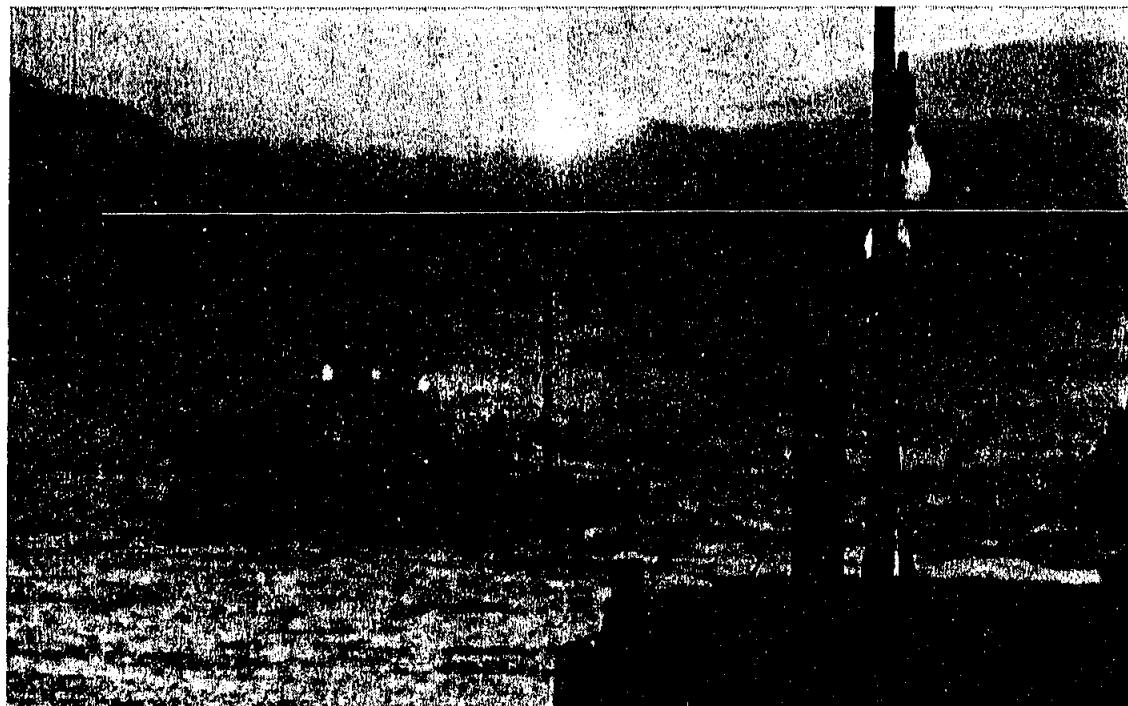
昨年の参議院議員選挙以来、あまりにも選挙に金がかかりすぎるという実態の反省は、衆議院の「選挙の明正に関する決議」の形で表明され、また、政府においても「選挙をきれいにする国民運動推進本部」を設け、選挙が明るくきれいに行なわれるよう全国的な国民運動を展開するにいたった。

一方制度面においても、本年七月きれいな選挙の実現をはかるため公職選挙法・政治資金規正法の改正が行われ、現状改善のための第一歩を踏み出した。

とどいたら、まず、とじましょ。

朝の波津港

西高陽区 田中陸生氏 提供



われわれは、過去二十数年の長きにわたり、明るい選挙実現のために努力を続けてきたが、いまだにその成果が実を結ぶに至っていないことは、誠に遺憾にたえない。この国をあげての新しい動向に対応し、今こそ国民的要請にこたへ選挙をきれいにし、これに金がかりすぎる弊風を打破するための行動を強化すべき好機である。

よって、本日われわれは、「選挙が明るくきれいに行われるること」を念願して、「選挙をきれいにする国民運動福岡県大会」を開催し次の三大目標を掲げ、その達成に向って総力をあげて運動を展開することを決意した。

一、議会制民主政治を守るために、きれいな選挙が行なわれるよう、有権者の自覚と政治意識の高揚に努める。

二、金のかからない選挙を実現するため、候補者等に選挙のルールを厳守するよう要望する。

三、買収、供應などの悪質な選挙犯罪をはじめ、事前運動その他選挙違反を一掃し、選挙の姿勢を正す。

ここに、県内全有権者の理解と政党及び候補者等の自覚と協力を強く要請するものである。

右宣言する。

昭和五十年十月二十九日

選挙をきれいにする国民運動福

ましょつ。
☆お中元やお歳暮を贈ること
を育てるように、有権者も心かけ

かかわらず、次のような贈物をす
ると法律違反になります。

また有権者も、政治家や候補者

などに、このような寄付を求める

ことはできません。清潔な政治家

や候補者は、選挙に関係あるなしに

お祝いのときにお金を寄付した

り、お酒などを届けること

のときには、花輪や香典を贈ること

ません。

今回の「公職選挙法」の改正で

選挙区内の人に寄付することは全

面的に禁止されました。政治家や

候補者は、選挙に関係あるなしに

お祝いに、お金や品物を贈ること

☆結婚式のときに、お祝いのお金

や品物を贈ること

☆旅行する人に、せん別を贈ること

☆お祭式の際、香典や花輪、供物

などを贈ること

☆町内会や老人会などの集まりに

お金を寄付したり、食事やお酒を

届けること

☆町内会などの団体旅行の際、弁

当や飲物をさし入れたり、バス代

われわれは、過去二十数年の長

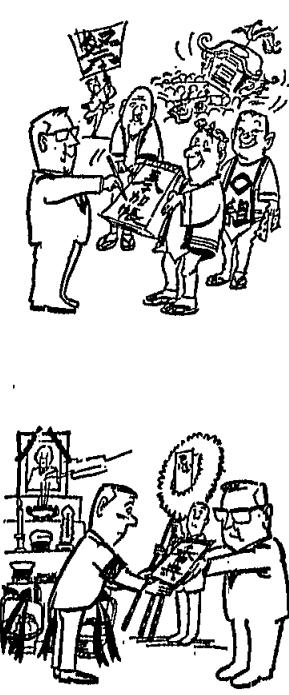
きにわたり、明るい選挙実現のた
めに努力を続けてきたが、いまだ
にその成果が実を結ぶに至
っていないことは、誠に遺憾にたえ
ない。この国をあげての新しい動向に對
応し、今こそ国民的要請にこたへ
選挙をきれいにし、これに金がか
かりすぎる弊風を打破するための
行動を強化すべき好機である。

折りから小雨模様のため予定し
たパレードは中止となつたが、選
岡県大会

選挙をきれいにする国民運動の一層
の発展を願つて幕は降りた。
(選挙管理委員会)

たとえばこんなこともあります

新しい公職選挙法



☆お祭りのときにお金を寄付した

り、お酒などを届けること

☆開店祝いや落成式、起工式など

のときに、花輪を贈ること

☆出産・入学・卒業・就職などの

お祝いに、お金や品物を贈ること

☆結婚式のときに、お祝いのお金

や品物を贈ること

☆旅行する人に、せん別を贈ること

☆お祭式の際、香典や花輪、供物

などを贈ること

☆町内会や老人会などの集まりに

お金を寄付したり、食事やお酒を

届けること

☆町内会などの団体旅行の際、弁

当や飲物をさし入れたり、バス代

とどいたら、まずとじましよう。

などの費用を負担すること

☆選挙区からの陳情者などに、食事や飲物をだしたり、おみやげなどをあげること

抛出制の老齢年金受給者は 二月十五日までに現況届を!!

教育長に木藤善巳氏

鶴尾前教育長の教育委員として

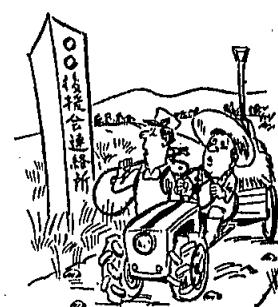
の任期満了（昭和50年10月24日付

）に伴ない、新教育長に木藤善巳

氏（吉木区）が教育委員会で任命

されました。

（教育委員会）



●田んぼや空地の立看板も違反です

政治家や後援団体の立て札、看板も規制されました。事務所以外の田んぼや空地に、「○○後援会連絡所」などの立て札、看板を出すことは、違反になります。

恩給法等の一部が

改正されました。

岡垣町
中部
保育
所

入所受付

く在職年が3年以上7年未満の者。下士官にあっては引続き在職年が3年以上7年未満の者で

が本年11月7日から施行されたことに伴い次の者に対し、一時恩給等が支給されることになりましたので、お知らせします。なお、請求権があると思われる方は役場民

生課援護係に御相談ください。

50年。昭和20年に、婦人にも参政権が与えられてから30年。多くの人の苦労があって、今日のような選挙制度になりました。いまこそ「選挙を通して政治に参加する」との意義を考え、きれいな選挙を心がけるよい機会ではないでしょうか。

改正事項

恩給法等の一部を改正する法律が本年11月7日から施行されたことに伴い次の者に対し、一時恩給等が支給されることになりましたので、お知らせします。なお、請求権があると思われる方は役場民

生課援護係に御相談ください。

記

11月27日 10時20頃南門周辺	4発	12月2日 12時頃南門周辺	5~6発
11月29日 6時30頃西門周辺	4~5	12月5日 13時頃西門から射爆場に	1発
記		ハンターハーネス	1発
12月10日 15時50頃西門ほこら上方	2~3発	西門ほこらの上方	2~3発
発		危険ですので、絶対に立ち入らない様にして下さい。	

射爆場内は立入禁止

卓球（個人）大会結果

十一月十六日、中学校講堂にて
卓球（個人）大会が本年度初の試
みで行われました。男子、女子の
部と四十名近くの参加者が技術を
競いました。

三位、佐々木栄一（吉木）
（女子の部）
一位、下口京子（海老津）
二位、広瀬陽子（東海老津）
三位、入江みどり（岡中）

一、吉木区故大内重吉殿
昭和50年11月3日死亡
大内トシ子殿より
一、吉木区故原田チエ殿
昭和50年11月7日死亡
75才

社会福祉協議会

岡垣中学校文化祭
岡垣中学校生徒一同より

岡垣中学校文化祭による寄付

岡垣中学校文化祭

戸切小子ども郵便局

郵政局長賞

社会福祉協議会へ

一、百合ヶ丘区故三戸フサ殿52才 昭和50年10月29日死亡	一、西高陽区故山口栄殿81才 昭和50年12月9日死亡
三戸国俊殿より	山口惟光殿より
二、海老津区故菅田早苗殿55才 昭和50年10月26日死亡	菅田優殿より
	麻生進殿より

香典返しとして寄付

社會福祉協議會

小倉総合高等職業訓練校		雇用促進事業団		昭和51年度生徒募集	
一、高卒者訓練課程（男女一年間）	○願書〆切 機械製図科四十五人	○試験日 機械科二五人	1月30日	一、内浦区故鬼城清一殿51才	石田頼悟殿より
二、卒者訓練課程（男女一年間）	○接科二五人	詳しく述べ八幡職業安定所又は建築科一〇人	2月5日	昭和50年11月26日死亡	田原利晴殿より
塗装〇二〇人	印刷〇一五人	当校へ	一、糠塚区故松井義之殿62才	鬼城清繁殿より	一、糠塚区田原利莊殿88才
二〇人		北九州市小倉区三郎丸三一四一	昭和50年12月3日死亡	昭和50年11月13日死亡	昭和50年11月2日死亡
		電話九二一一四五七番	松井義廣殿より		
		一、小倉北区片野町故石田ヒモノ殿			

卓球（個人）大会が本年度初の試みで行われました。男子、女子の部と四十名近くの参加者が技術を競いました。	（男子の部）	三位、佐々木栄一（吉木） （女子の部）
一位、河村真吾 （野間）	一位、下口京子 （海老津）	二位、廣渡陽子 （東海老津）
二位、佐々木敏幸 （吉木）	三位、入江みどり （岡中）	三位、荒金尚子 （岡中）
三位、市津広海 （原）		
岡垣町体育協		

一、吉木区故大内重吉殿74才
昭和50年11月3日死亡
大内トシ子殿より
一、吉木区故原田チエ殿75才
昭和50年11月7日死亡
原田一正殿より
一、戸切白谷区故原元スギ殿87才
昭和50年11月13日死亡
菅原博殿より

社会福祉協議会
老人タクニ

寿会へ

戸切小学校の子ども郵便局は開設十周年をむかえました。現在貯金総額が四七〇万円に達しています。開設は昭和四十年十一月で、当時の産炭地の斜陽化の中で産声をあげました。むだ使いがひいては物を大事にしない無計画な子どもになるということです、これをなされました。郵便局の指導助言、父兄の協力、児童、教師の正しい理解が実って着々と成果をあげ、過去に郵政大臣賞を、今回は郵政省貯金局長賞を受けました。現在五、六年生の児童から貯金委員が選ばれ、受付、原簿記帳、

通帳発行、現金引渡し等の仕事にあたり、毎月二回の貯金日を設けています。やはり夏休みもあけや、正月あけが貯金額が多く、とづか、個人的には相当な額にのぼります。

が、途中修学旅行の費用、自転車購入、その他学用品購入のための払い戻しがあります。貯めるだけではなく、有効に計画的に使うといふことにも役立っているわけですね。



児童・職員・PTA一体で緑化 内浦小緑化功劳表彰を受ける

内浦小は去る十一月六日鹿児島市で行なわれた第二十六回九州地

区緑化推進大会で同推進協議会及び國土緑化推進委員会から学校の

内浦小学校

帝王学の第一歩は、思いやりの精神を会得することからはじめられるという話をきいたことがある帝王となろうとする者が、国を治めるために必要な実践の学としてまず国民に対する思いやりを持つべきであるということである。現在流にいえば、人事管理とかマネージメントなどといわれている分野で、管理職の人びとにに対して強調されていることがらと通じ合うものがあるようと思われる。

人権の分野でも、またこの思いやりという言葉がよく用いられる帝王学の思いやりが、上から下へタテに流れる垂直の波長であるのに対し、いま人権でいわれている思いやりは、同じ平面に立っている人びとがお互いに相手を尊重し合っている、いわばヨコに流れる水平の波長である点が、その特長である。

帝王学の第一歩は、思いやりの精神を会得することからはじめられるという話をきいたことがある帝王となろうとする者が、国を治めるために必要な実践の学としてまず国民に対する思いやりを持つべきであるということである。現在流にいえば、人事管理とかマネージメントなどといわれている分野で、管理職の人びとにに対して強調されていることがらと通じ合うものがあるようと思われる。

しかし、その波長がどちらの方に向を向いて流れるものであるにかかるわらず、思いやりの心の基礎を支えているものは人権尊重の精神に外ならない。

古いヨーロッパ的な一つの思考によれば、人権尊重の精神は、城壁をめぐらしたブルグの中における市民生活を防衛するための言葉であった。すなわち、ブルグの中にいる市民は、城壁によって外敵を防ぐこと以外に、その市民生活の幸福を守るために、時の権力者に対し、人権の名において、抗争することを自覚したのが人権思想のはじまりであったともいわれる。

したがって、人権尊重という場弱の差は別として、どんな人の心中にも流れているはずのものである。この波長の届く範囲を少しでも押し広げ、しっかりととした理想的な人権状態をつくり上げるために、精一杯の努力を続けたいものだと思う。——人権通信より——

石

部として学校緑化功劳表彰を受けた。校区民卒業生の援助で創立百周年記念園などぎつきにつくつた。

玄海国定公園の三里松原や伝説の多い湯川山に開まれた同校は、自然環境は抜群であり、特に近年学校の緑化運動はめざましく同校PTAの奉仕協力で温室・学級園

を購入し、学校を緑で飾つてゐる。

た。また児童たちも一人一鉢運動を展開、アサガオ・ベニニアの鉢植えを育て校内展覧会なども開いている。PTA及び校区民の御協力により、ツツジ・カイズガ苗木を購入し、学校を緑で飾つてゐる。

典型は、よく親子の関係において見出すことができる。それは、親子のきずなといわれる程に強くはかり知れないものである。

親が子をいたわることは人間に限らず、鳥類やイヌ、ネコのほ乳類の場合も同じである。これらの鳥類や動物が、子をいたわりながら、食物を与えて巣立つまで育て上げることの母性本能は、どんな人の心にも感銘を与えるにはおかない。

人間の母親は、その母性本能を終生持ち続けるものであるというもちろん、その例外もないわけではない。昨今、子捨て、子殺しなどという痛々しい言葉がさかんに使われているのは、その例外的な現象に対する説明である。いたわりの波長が、どこかで妨げられている場合である。

親子間の思いやりの波長は、強弱の差は別として、どんな人の心中にも流れているはずのものである。この波長の届く範囲を少しでも押し広げ、しっかりととした理想的な人権状態をつくり上げるために、精一杯の努力を続けたいものだと思う。——人権通信より——

数のま術

今から凡そ十年前東京の某会社
発行の生活文化新聞に和歌山県海
南市の田村岩友さんの億円の資本
金（元金）で千年後には何程にな
るかの計算書が出ていましたから
それを紹介しましょう。

私は利子のつく社会が果して人
類に幸福をもたらすものかに疑問
を持つものであります。田村さ
んもこの千年利殖がインフレとも
絡んで実行可能であるか否かは別
であると断っておられます。

資本金億円の年利五分の複利と
十年目 一四五四銭八厘
二十年 二四五三銭
三十年 四円一二銭三厘
四十年 六円七〇銭九厘
五十年 一〇円九二銭三厘
六十年 一七円七八銭七厘
七十年 二八円九六銭六厘
八十年 五〇円九五銭五厘
九十年 八二円五七銭一厘
一百年 一二三四円四九銭
二百年 一万八千一三円
三百年 二百四三万八十七〇三円
四百年 三億二七八六万一千五二
五百円 四四〇億九六〇六万円
六百年 以後年利一分五厘の計算
一万円 二兆九六五三億七一〇四

この数字は見たことも聞いたこ
ともなく、余り大きくて正確か否
かをソロバンで計算することもで
きません。たった壱円の元金がこ
んな大金になるなんて驚き以上の
夢でしかありません。千年と言え
ば十五回も生れ替らねばならず、
現実のものと考えにくいところが
あります。この某会社は次によ
うに教えております。

きれいな花を望むなら、さきの
あわせを願うなら、先ず種子を
まき、木を植えよ。必ず芽が出て
木は伸びる。たとえ期間は長くて
もやがて花咲き実を結ぶ。

※ ※

「欲しい物は買うな、有用な物
を買っておけ、気短かな人には財
産は出来ない。」

千年と言っても西暦はもうすぐ

二千年、巡る月日に間違いはあり
ません。日本政府の五十年度の國
家予算は二十三兆円、四十九年一
月の試算で日本列島の値段は四百
七兆五千億円であると毎日新聞は
報じました。これを元金億円の千
年貯金の数字の魔術に比べたらほ
んの僅かなものに過ぎませんが、

こんなところに時の威力を学ぶ人
間の智恵の働く余地がありそうで
あります。

(一町民)

Hヒツ・ジュニア・バドミントン クラブ会員募集

近年益々盛んになっております
バドミントンのジュニア・クラブ

練習場所 戸切小学校体育館
練習日 51年1月より
毎週日曜日 十二時～十五時

優秀な指導員もおられますし、
一般会員もコーチに当りますので
バドミントンに興味を持っている

方は入会下さい。
野間葉山団地(24117)
池田 明男

入会資格 小学校3年生より

Hヒツ・バドミントンクラブ

第2期生会員募集!!

今年の七月に結成致しましたバ
ドミントン・クラブの第1期生約

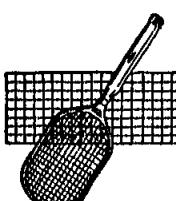
練習日時 毎週火・金曜日
十八時～二十一時
(日曜九時～十二時)

二十名余りで練習に汗を流してい
ます。ついては2期生を募集しな
お一層きちんとしく思っています。

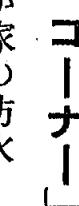
入会資格 高校生以上の男女
練習場所 戸切小学校体育館

バドミントンに興味を持つてい
る方、運動不足だと思っている方

連絡先 池田明男
野間葉山団地
電話24117



「消防一一九 コ一ナ一」



わが家の防火

チエックポイント

わたしは今までに火災にあっていないからといって、それは必ずの保証にはなりません。「火事の注意も家事のうち」幸せな家庭を

火災から守るため各家庭で次のような防火のためのチェックをしましょう。

4. 避難

(ア) 火事になった場合、二方向以上の避難ができますか。

(イ) 階段や通路はいつでも通りやすいようになっていますか。

(ウ) 一階には梯子かロープが用意してありますか。

(エ) 子供や老人、病人等は二階に寝かせないようになりますか。

5. 消火器

(ア) 使用する器具が多すぎ、回路をふやす必要はありませんか。

(イ) タコ足配線、業人工事はありませんか。

2. ガス

(ア) ガス(プロパンガス)のゴム管はいたんでいませんか。

(イ) 器具の上や周囲に、燃えやすいものをおいていませんか。

(ア) 使い終つたら、元コックを必ずしめていますか。

3. 暖房器具と燃料

(ア) 器具はいたんでいませんか。使用場所は安全ですか。

(ア) 燃料の入った缶は、安全なめいで、興奮、幻覚などの陶然

ーこわいーシンナー、 ボンドあそびー

公民館対抗駅伝大会

十二月二十一日、岡垣町公民館

対抗駅伝、年令別マラソン大会を実施。朝から降っていたみぞれも

あがつたものの寒風が肌をさす中

体力を競った。駅伝は、五チームの参加でさびしい感がしたが、参

加する意義をモットーに初参加(三吉園地)もあった。次回からの多数参加を期待いたします。

年令別マラソンは、六十才から

とした状態に陥るという遊びです。これ等はいずれも麻酔性を有

し、常習的に吸入すると呼吸器、胃腸、肝臓などに障害を招き、ま

た長期間にわたると中枢神経が侵され精神障害を起すといわれてお

ります。シンナー、ボンド等を乱用していますと次の症状が目立つ

(ア) 消火器は備えていますか、又使用方法を熟知していますか。

の匂いがします。

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

・頬に油氣がなくなり、口のまわりが白く荒れます。

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

ようになります。

・吐く息や衣服から、シンナー等の匂いがします。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

・頬に油氣がなくなり、口のまわりが白く荒れます。

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

で次のように規制されておりま

す。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

合計	岡垣町	芦屋巻	水巻		町名	種類	火災	救急
			水	巻				
52	11	14	22	(3)				
(6)	(1)	(1)	(1)					
833	164	153	217	(26)				
(83)	(14)	(10)	(10)	(33)				

(S 50 • 1 • 1より
S 50 • 10 • 13まで)

※管内火災救急発生状況

(ア) タバコの灰皿には水を入れていますか。

(イ) 火事、救急の場合の電話番号をご存知ですか。

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

で次のように規制されておりま

す。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

ようになります。

・吐く息や衣服から、シンナー等の匂いがします。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

で次のように規制されておりま

す。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

ようになります。

・吐く息や衣服から、シンナー等の匂いがします。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

で次のように規制されておりま

す。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

ようになります。

・吐く息や衣服から、シンナー等の匂いがします。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

で次のように規制されておりま

す。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

ようになります。

・吐く息や衣服から、シンナー等の匂いがします。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

で次のように規制されておりま

す。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

ようになります。

・吐く息や衣服から、シンナー等の匂いがします。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

で次のように規制されておりま

す。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

ようになります。

・吐く息や衣服から、シンナー等の匂いがします。

・シナ一、ボンド、塗料等をみだりに摑取し、もしくは吸入してはならない。(三万円以下の罰金)

・勉強がいや、仕事がいやにならぬこと。

・シナ一、ボンド、塗料等を乱用することを知っていて、販

売または授与してはならない。(二年以下の懲役又は五万円以下の罰金)

止するため「毒物及び劇物取締法

シンナー、ボンド等の乱用を防

止

公

民

館

で次のように規